備考

1．用紙寸法は、各片ともおおむね縦11㎝、横18.5㎝とすること。

2．各片は連続して接続するものとし、連続して接続した各片に共通する事項を日本産業規格X0012（情報処理用語（データ媒体、記憶装置及び関連装置））に規定する非衝撃式印字装置により印字する方法によるものとする。

3．別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号」と読み替えるものとする。

4．第１片領収済通知書の中央上部欄の㈰欄から㈹欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理するために必要な項目として、「返納金額の読取りの際の確認に関する事項（㈰欄、㈱欄、㈴欄及び㈹欄）」、「基礎年金番号・年金コード（㈱欄）」及び「勘定コード（㈴欄）」をアラビア数字で記入すること。

5．納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

6．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年１月１日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

備考

1．用紙寸法は、各片ともおおむね縦11cm、横18.5cmとすること。

2．各片は左端をのり付けその他の方法により接続すること。

3．別紙第４号書式の備考４は本書式に準用する。この場合において、別紙第４号書式の備考４中「取扱庁名欄の番号」とあるのは「取扱庁番号」と読み替えるものとする。

4．第１片領収済通知書の中央上部欄の㈰欄から㈹欄には、光学式文字読取装置を使用して事務処理するために必要な項目として、「返納金額の読取りの際の確認に関する事項（㈰欄、㈱欄、㈴欄及び㈹欄）」、「基礎年金番号・年金コード（㈱欄）」及び「勘定コード（㈴欄）」をアラビア数字で記入すること。

5．納入告知書として使用するときは「納付書」の文字を、納付書として使用するときは「納入告知書」の文字を抹消すること。

6．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。